

だい かい しょう しゃせさくすいしんせんもんぶんかかい  
■第1回 障がい者施策推進専門分科会

にち じ れいわ ねん がつ にち か じ じ  
日 時：令和5年8月29日（火）14時～16時

ば しょ すいたしりつほけんせんたー けんしゅうしつ  
場 所：吹田市立保健センター 研修室

しゅつせきしゃ おおやまいいん そうまいいん あやべいいん かわたいいん くわたいいん にしおかいいん むろやまいいん ふじしま  
出席者：大山委員、相馬委員、綾部委員、川田委員、栗田委員、西岡委員、室山委員、藤嶋

いいん ないどういん みずたにいん にしむらいいん ふじのいん さかもといん にきいん かわいいん  
委員、内藤委員、水谷委員、西村委員、富士野委員、阪本委員、仁木委員、河合委員、

おおえいん こんどういん すがわらいいん のむら たかきいん おおたにいん はやしいいん いじょう めい  
大江委員、近藤委員、菅原委員、野村委員、高木委員、大谷委員、林委員 以上22名

し だい ぎだい  
次 第：議題

- 1 だい きすいたししょう ふくしけいかくおよ だい きすいたししょう じふくしけいかく れいわ  
第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画の令和  
ねんどひょうか  
4年度評価について
- 2 だい きすいたししょう ふくしけいかくおよ だい きすいたししょう じふくしけいかく さくてい  
第7期吹田市障がい福祉計画及び第3期吹田市障がい児福祉計画の策定に  
む  
向けて
  - (1) さくてい む すけじゅーる  
策定に向けたスケジュールについて
  - (2) あんけーとちようさ じっし  
アンケート調査の実施について
  - (3) とうじしゃだんたい じぎょうしょひ ありんぐ じっし  
当事者団体・事業所ヒアリングの実施について
  - (4) すいたし しょう しゃ じょうきよう  
吹田市における障がい者の状況について
  - (5) けいかく こうせい けんとう  
計画の構成の検討について
- 2 ほうこくじこう  
報告事項
  - (1) しょう しゃぐるーぶほーむ にかか あんけーとちようさ じっし  
障がい者グループホームに係るアンケート調査の実施について
  - (2) たしょう ふくしかんれんせさく  
その他障がい福祉関連施策について

### 3 その他

#### 会議の経過

○第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画の令和4年度評価について

(事務局から上記の内容について説明後、質疑応答)

#### 【委員】

- ・ コミュニケーション支援事業について、資料38ページに手話通訳の派遣事業などの数が載っているが、これは地域生活支援事業としての手話通訳派遣事業の数ではなく、障がいの福祉室へ通訳依頼のあった数ではないか。それ以外に、教育委員会、人権推進室、スポーツ関係部署などでも派遣していると思う。それらの数や吹田市全体の手話通訳の数を知りたい。
- ・ 手話講習会について、コロナの関係で開催数が減ったが、今後は増えることが予想される。手話を学びたいという人も増えており、定員のある講習会の抽選に落ちた人から他に勉強が出来る場所がないかの問い合わせも来ている。会場数を増やしてほしい。
- ・ 手話言語条例について、市議会でも協力をお願いして条例制定の要望を出し、協議をしている。手話言語条例が制定されると手話に興味を持つ人はますます増えると思う。ニーズにきっちり対応していけるように今から準備をしていただきたい。

#### 【事務局】

・資料38ページの掲載数は指摘の通り障がい福祉室で派遣した件数。それらには庁内の窓口に随行しての対応等の件数は入っておらず、指摘の他部局での派遣も含まれていない。

今後そうした実績をどう把握できるか検討させていただきたい。

・手話講習会拡充については、令和4年度から再開している。引き続きコロナ対策で会場

定員を半分にしたり、コロナ関係の執務に使うため大きな会場が確保できていない等で、

応募者が受講できない状況が発生している。もったいない状況だと思っているので、

会場確保や定員増への工夫を検討したい。

## 【委員】

・資料18ページNo2の就労支援ネットワークの部分について。現在自分も参加しており、横

のつながりがうまく出来つつある状況。お互いの事業所の見学に行ったり、片方の

事業所に合わない際に別の事業所を紹介することがしやすくなった。また、事務系、作業

系と分野別に特化している事業所もあるので、相互に実習を行うといったアイデアなど

が出るなど、ネットワークの構築が進んでいると感じている。

・次にNo3の就労実習の充実について、取組状況に、「庁内実習に限らず多様な

職業体験の場を確保」とあるが、具体的にはどのような形で進んでいるのか。就労

継続支援B型の事業所から話を聞くと、実習先の確保が難しいことを耳にする。庁内

実習があることで一般企業としても「市が取り組んでいるなら自分たちも取り組んでみよ

う」といった話になる他、利用者としても庁内実習であれば参加しやすいイメージがあ

る。確保する方向で検討を進めているのであればどういう形になっているのか知りたい。

・No1の障がい者雇用の取組状況について、チャレンジ雇用制度の開始とあるが、実際

どのように一般就労につながっていくイメージなのか知りたい。

#### 【事務局】

・ 庁内実習の内容や方向性については、まだ具体的に何をやるかの検討までは至っていない。庁内実習だけでなく、さまざまな就労の種類がある中で企業も含めて選択肢が増えると良いのではないかと考えている。

・ チャレンジ雇用については、昨年障がい福祉室で仕事をしていただき、本人も多様な仕事を体験したいとのことで今年度は他部署へも異動した。今後そのまま一般就労したいとの意向を聞いている。もし難しいようであれば、ヒアリングを行いながら、福祉的就労や職業訓練などサポートしていく形で考えている。

#### 【委員】

・ 障がい児への通所支援について、現在大阪府で給付のミスがあり大きな問題になっている。私はこの件について事前に該当者から相談を受けていたが、大阪府が通所支援の自己負担の算定額を誤って過大に支給しており、それを2年遡って数十万円返還せよという通達で本人に届いている。

・ 障がい児を抱えて生活している家庭の経済状況、心身ともに大変である人が多い中そうした書類が届き、昨日になってようやく大阪市長から謝罪する発言が出た模様。

・ 吹田市にも確認を行ったが、そういう事例はないと聞いた。大阪府内では4つの市町村でミスがあったようで、行政のミスであるから請求しない判断をする自治体があるなど、府内でも対応が分かれている。

・ 障がい者に寄りそう姿勢をもっていただきたい。

【委員】

- 資料12ページのNo 7と8の協議の場への当事者・家族の参加人数については実績が0だが、当事者・家族は参加する予定があったのかどうか知りたい。また、資料31ページの共同生活援助の利用者数は新たにこの年に利用した人数なのかどうか知りたい。
- 資料13ページの（ア）分析について、令和3年にネットワーク体制を構築したとあるが、まだ繋がりが合っただけの段階ではないか。「支援を実施することができている」という点について教えてほしい。
- 地域包括ケアシステムは当事者・家族が参加するピアサポート体制も非常に重要視している。われわれ障がい者支援センターもその他関係機関も、一緒になってピアサポートについて考えていかなければならないと思う。
- 資料20ページ（ア）分析において「対応に苦慮するケース」との記載があるが、苦慮という表現について、集中的な支援・合理的配慮・行政介入のどれが必要であるのかいろんなケースがあると思うが、苦しくなるというような意味合いになるのはどうかと思う。一番困っているのは利用者であり、相談を受ける側は協力し合ってその人の暮らしを考えていくという姿勢でいるべきではないか。
- 相談員のメンタルヘルス問題は現場からかなり聞いている。サービス調整がうまくいかなかったり、利用者の支給決定量が決まらないということなどがあると思うが、指導や助言等、基幹相談も同じ相談員の立場で考えていきながら、相談員が孤立しないよう、メンタルヘルスが悪化しないように一緒に考えていかなければと思う。
- 資料47ページのNo 2合理的配慮の取組状況について、コロナウィルス感染症の影響で



も踏まえ開催の方向で進めている。

- ・ ネットワーク構築については、専門部会を4年度から構築し立ち上げて、今後実際の支援

に関しては専門部会で考えていく形になるが、連携できる場としての立ち上げができたのでそのように表現した。

- ・ 資料20ページの相談支援センターの対応について、苦慮するという表現については、

表現を検討したい。

- ・ 資料55ページの、今まで支援につながらなかった人を見つける視点を持つという点について、

非常に重要な視点であると認識している。昨年度から5歳の発達相談窓口を設け、

就学に向けて課題を整理するなど、従来支援につながらなかった人を対象とした発達

相談を行っている。また、今年度から大阪大学と連携して発達に課題があり医療診察を

希望する人を発達外来につなげる取り組みも進めている。就学後も一般の発達相談も

行っており、個々のケースを通じて教育センターとも連携を図っている。今後も関係

部署と連携を図りながら適切な対応をしていきたい。

## 【委員】

- ・ 資料23～25ページの訪問系サービスについて。介護保険事業者連絡会でも人材確保・人材

不足については喫緊の課題として取り組んでいる。実績評価シートでは総合評価Aとなっ

ており、取組状況には「大学連携の取組」とあるが、これは訪問系とは少し遠いものではないか。

- ・ 人材不足については重度障がい者について主に書かれているが、重度でなくても人材確保

は困難を極めている。事業者連絡会でも、訪問介護でアンケートを行ったところ全体の

やく わり じんざいかくほ くろう いけん で かいごほけん しょう ふくしき ー び す  
約9割が人材確保に苦労していると意見が出ており、介護保険も障がい福祉サービスもそ  
の点に関しては同じと認識している。具体的な人材確保の策を、現場と温度差の  
生じないような形で次期計画では見込んでほしい。

【事務局】

- ・指摘の通り人材確保に関しては非常に大きな課題であると認識している。人材確保といっ  
ても、大学連携や将来的な人材確保、また今現在の人材をどう確保していくのか等々ある  
と思うので、それらを含めて第7期において反映していきたい。

【委員】

- ・資料37ページの成年後見関係の今後の取組に「中核機関とどのように連携を図っていくの  
か検討を今後も進める」とある。中核機関というのは具体的にどのようなものなのか。ま  
た、平成22年度あたりから検討を続けているということだが、どこまで検討が進んでいる  
のか具体的に教えてほしい。

【事務局】

- ・中核機関については、権利擁護に係る地域連携ネットワークに関わる機関を指している。  
具体的には成年後見制度を利用促進させるために中核となる機関を早く来年度から設置  
予定となっている。その中で、成年後見制度利用促進の機能をつけていく方向で進めてい  
るが、法人後見に関わる内容を組み込めるかについては検討中である。
- ・実際の法人後見支援事業というのは、法人後見を実施する法人がいた際にどのように研修  
を進めるのかといった内容になっている。後見制度の事業に手をあげる法人が少ない  
実態もあり、どのように支援を進めるか一定検討しなければならないと考えている。



【委員】

- ・ コロナ禍において合理的配慮は一番必要な時に届かなかったのではないかと、災害について総合評価はAになっているが、災害弱者としての障がい者についてコロナ禍であぶり出された面もあると思う。コロナ禍の反省という視点でも7期計画をまとめていただければ、今後吹田市は感染症や地震がきても災害弱者を出さず障がい者を取り残さない街になるのではないかと。
- ・ 人材不足について、学生がアルバイトでよく障がい福祉施設へ出向いているが、夜間の知的障がい者のグループホームへの泊まり込みなどは評判が良く、行きたいという声が多い。市内の大学へ説明会を実施すれば学生がさらに多く行くのではないかと。ガイドヘルパーや強度行動障がいの研修などをさつき福祉会で行っており、そこで得た資格を持って教員試験のエントリーシートに書いている学生もいる。少子高齢化の流れにより教員採用が減ってきている中、人と接することをしたいという学生が教員の次に目を向けるのは福祉分野だと思う。福祉職の仕事のすばらしさに入りやすいマインドを持っている学生も多いと思うので、大学での説明会があれば学生がアルバイトに行ったり、将来の進路として選ぶことも増えてくると思う。
- ・ 資料33ページについて、学生を障がい福祉の進路に導くことは相談支援の強化にもつながると思う。学生も障がいの分野に興味を持っているので、積極的に大学に情報をいただきたい。
- ・ 手話講習会の人数を増やしてほしいという意見があったが、大和大学でも手話勉強会を立ち上げたところだ。聴覚障がい者支援団体から週に1回（30分ほど）で行っており、

すこ けいひしえん がくせい きぼうしゃ もちべーしょん  
少しでも経費支援などがあれば、学生の希望者もさらにモチベーションがあがるのではな  
いかと思う。よろしくお願いしたい。

だい きすいたししやう ふくしけいかくおよ だい きすいたししやう じふくしけいかく さくてい む  
○第7期吹田市障がい福祉計画及び第3期吹田市障がい児福祉計画の策定に向けて

(1) 策定に向けたスケジュールについて

(2) アンケート調査の実施について

じむきよく じやうき ないやう せつめいご しつぎおとう  
(事務局から上記の内容について説明後、質疑応答)

#### 【委員】

- ・ 資料3-2の10番、災害時に必要な支援について。「避難所での支援」と書かれているが、  
げんざいみなみせんり ぼうさいそうごう せん たー けんちくちゆう ききかんりせんたー しやくしよない あたら  
現在南千里に防災総合センターを建築中で、危機管理センターも市役所内に新しく  
できた。これら2か所の連携はあるのか。

#### 【事務局】

- ・ 防災総合センターと危機管理センターは災害時の災害対策本部の場所となる予定。そこで  
さまざま ひが い じやうほう おうえん き ひと じやうほう しゆうやくとう おこな  
様々な被害の情報や応援に来た人との情報の集約等が行われる。  
ふくしぶ ようはいりよしや たんとう ひさいしや じやうきやう ひなんじよ ようはいりよしや  
・ 福祉部は要配慮者の担当となっており、被災者の状況や避難所に要配慮者がいるといっ  
た情報のやり取りや福祉分野にとどまらない全庁的な対応や外部応援・事業所等との  
れんけい たいおう おこな ほんぶ  
連携といった対応を行う本部となる。

#### 【委員】

- ・ 資料64ページ、3-1の4番の「希望する暮らし方を実現するために」について。精神障

がいの当事者としては就労支援の充実を望んでおり、アンケートからもそういったニーズがうかがえる。自分も病気を抱えてから一般就労を何度かしたが、症状に波がある他、精神は目に見えないため雇用する側に理解しがたい疾患で、さらに症状も安定する見通しが立ちにくい。企業の方に理解の促進を求めるとの記載もあるが、当事者ひとりで理解や配慮を求めるのは難しいので、行政として社会に向けて合理的配慮や疾患への理解をしっかりと伝えることを進めていただきたい。

- ・アンケートの中で身近な相談支援を望んでいることがうかがえる。アンケートでは相談者は支援員やヘルパーに情報共有することが多いようだが、ピアサポーターの配置により当事者ならではの情報や体験談の共有・共感がされ、当事者同士としていろいろな情報交換ができる。ピアサポーターについて国が加算を付ける動きになっている中、吹田市はまだピアサポーターの育成が進んでいないと思うが、どのように育成し配置しているかを計画に反映していただきたい。

#### 【委員】

- ・アンケートの回答率を知りたい。また、調査用紙997件とあるが、窓口に来た人の数を  
し  
知りたい。
- ・回収したアンケート全体から何が見えるのかここだろうかえならお聞きしたい。また、アンケート全体のまとめを整理中とのことだが、その他項目や自由記述欄を原文で見せていただけるのか。

#### 【事務局】

- ・回答率については、18歳未満、18歳以上ともに50%を超える回答率となっており、前回

から比べて大きく下回ってはいない。窓口に来られた人の件数は把握していないが、市役所や相談支援センターへ来られた人には職員が対応しながら回答したケースがあるのには認識している。

- ・自由記述についてはどのような形で出すかもふくめて現在整理中。

○第7期吹田市障がい福祉計画及び第3期吹田市障がい児福祉計画の策定に向けて

(3) 当事者団体・事業所ヒアリングの実施について

(事務局から上記の内容について説明後、質疑応答)

#### 【委員】

- ・計画策定に向けて、当事者の意見や目線がなによりも大事だと思う。第6期計画の評価についても本日多くの意見があったが、さまざまな課題を抱えていたり特性によって課題や暮らしにくさなどが多岐に渡ると思うので、当事者の声をひとつでも多く計画にいかしていくことが大切では。
- ・スケジュールでは今後パブリックコメントを経て市民の声を反映していくようだが、やはり当事者が声を寄せやすいような環境づくりをお願いしたい。

○第7期吹田市障がい福祉計画及び第3期吹田市障がい児福祉計画の策定に向けて

(4) 吹田市における障がい者の状況について

(5) 計画の構成の検討について

○報告事項

(1) 障がい者グループホームに係るアンケート調査の実施について

(2) その他障がい福祉関連施策について

(事務局から上記の内容について説明後、質疑応答)

## 【委員】

- ・ 傍聴者に対する配慮でWeb対応があることや、資料の配布も最大限行われていると思う。各所で傍聴しているが待遇が非常に悪いので、今回の対応は非常に興味している。
- ・ 障がい福祉従事者の給与の低さなどが取り上げられているが、充実した福祉政策が行えるように国の施策を十分行ってほしいという意味合いの宣言を市として出せないか。可能であればそうした動きが市にあればと思う。
- ・ 障がい者福祉において最終的には親亡き後をどうするのかという課題があると思う。民間企業であれば営利的な理由で始めたり辞めたりできるが、行政はそうではなく地域全体を最低限補完していく必要がある。計画にもそうした精神を盛り込んだ形で進めていきたい。

## 【委員】

- ・ 児童発達支援について、令和5年度に子ども家庭センターが出来るとあるが、児童発達支援センターでは聴覚障がいの療育は受け入れ態勢がないと言われ、難聴の娘は受け入れてもらえなかった。新しく設置される子ども家庭センターでは聴覚障がいの受け入れはあるのか。

## 【事務局】

・ 児童福祉法の改正による子ども家庭センターの設置は必ずの義務ではなく努力義務となっており、本市では設置に向けて検討段階。

・ 子ども家庭センターは療育を行う場ではなく、障がいの有無に関わらず広く子育てや療育の悩みなど一般相談を受けるセンターという位置付けである。センターで相談を受けた際に、対象者に合った療育の場や障がい児福祉サービスなどにつなぐ仕組みとして考えている。

（以上）